

芝山町低入札価格調査制度実施要領

令和3年5月31日

告示第46号

改正 令和7年9月29日告示第72号

(趣旨)

第1条 この要領は、芝山町が競争入札により工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）の契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の実施から落札者の決定までの一連の事務手続その他の事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か、又は同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 低入札価格調査の実施者 入札担当課長及び工事等担当課長をいう。
- (4) 最低価格入札者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。
- (5) 最高評価値者 芝山町総合評価落札方式実施要領（令和3年芝山町告示第45号。以下「総合評価実施要領」という。）第9条第1項に規定する落札候補者となるべき評価値の最も高い者をいう。
- (6) 第1順位者 総合評価実施要領第1条に定める総合評価落札方式によらない入札においては最低価格入札者をいい、総合評価落札方式による入札においては最高評価値者をいう。
- (7) 低価格入札者 総合評価落札方式によらない入札においては調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいい、総合評価落札方式による入札においては次に掲げる条件の全てを満たす者をいう。
ア 総合評価実施要領第9条第1項各号に該当し、かつ、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者

イ 総合評価実施要領第9条第1項各号に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者（以下「高評価値者」という。）に比して、評価値が同等以上である者

(8) 調査除外者 低価格入札者のうち、第11条第4項若しくは第6項又は第12条第6項の規定により、低入札価格調査を中止した者又は実施しない者をいう。

(9) 調査対象者 低価格入札者のうち、調査除外者でない者をいう。

(10) 被調査者 低価格入札者のうち、現に低入札価格調査を受けている者をいう。

(対象工事等)

第3条 低入札価格調査制度の対象は、競争入札により工事等の請負契約を締結しようとする場合において、必要があると認められるときとする。

(調査基準価格)

第4条 町長は、調査基準価格を次により定めるものとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格（消費税及び地方消費税を含まない。以下「税抜」という。）に100分の92を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格（税抜）に100分の92を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とし、予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 調査基準価格の算出に当たっては、別表に留意するものとする。

(3) 工事等の性質上、第1号の規定により難しいものについては、同号に規定する算出方法にかかわらず、予定価格（税抜）に100分の92を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額から予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額までの範囲内で適宜の額とする。

(4) 第1号及び第3号の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てるものとする。

(予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載)

第5条 対象工事等の入札を行うときは、予定価格を記載した書面に調査基準

価格、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額、価格失格判定基準及び当該価格失格判定基準に110分の100を乗じて得た額を記載するものとする。

(内訳書の提出)

第6条 対象工事等の入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書(以下「内訳書」という。)を入札書とともに提出しなければならない。

2 内訳書の提出がない者又は入札価格と合致しない内訳書を提出した者が行った入札は、無効とする。

(入札者への周知)

第7条 入札担当課長は、対象工事等の入札を行うときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知には、次の内容を明記しなければならない。

(1) 当該入札は、低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格が設定されていること。

(2) 価格失格判定基準が設定されていること及び当該価格失格判定基準に該当する価格で入札をした者の入札は失格とすること。

(3) 第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施の上、後日それを決定すること及び入札者に対しその決定の通知をすること。

(4) 低価格入札者は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(5) 低価格入札者は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならないこと。なお、第1順位者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者は入札を無効とすること。

(6) 低価格入札者は、指定された期日内に低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し、提出しなければならないこと。なお、第1順位者でなくとも書類を提出しなければならず、規定の期限までに提出しない者は入札を無効とすること。

(7) 内訳書の提出がない者又は入札価格と合致しない内訳書を提出した者が行った入札は、無効とすること。

(8) 低価格入札者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とすること。

(9) 低価格入札者との契約に係る前払金は、請負代金額の10分の2以内とすること。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第8条 入札担当課長は、競争入札の結果、第1順位者の入札価格が調査基準価

格を下回る場合には、当該全入札者に対して落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。ただし、第1順位者が複数の者である場合においては、入札を終了する前にくじを引かせて順位を決定する。

- 2 前項の場合において、総合評価落札方式による入札のときは、第1順位者を1者に確定した後、落札者の決定を保留とするか否かを判断する。
- 3 前2項の規定による落札者等の決定を保留する旨の宣言及び落札者等は後日決定する旨の告知は、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより「保留通知書」を発行することをもって代えるものとする。
- 4 低価格入札者及び予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち第1順位者以外の者について、複数の者の入札価格が同価格である場合（総合評価落札方式による入札においては、複数の者の評価値が同等である場合）は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言し、当該入札を終了する前にくじを引かせて順位を決定しなければならない。

（第1順位者に対する低入札価格調査の実施）

第9条 低入札価格調査の実施者は、前条第1項の規定により入札を終了した後、直ちに第1順位者について、低入札価格調査を実施しなければならない。

（低入札価格調査の方法及び調査事項）

第10条 低入札価格調査の実施者は、まず、全ての低価格入札者の入札の内容が第15条に規定する失格判定基準のうちの価格失格判定基準に該当するか否かを判断するものとする。

- 2 低入札価格調査の実施者は、前項の価格失格判定基準に該当しない低価格入札者について、第1順位者から順次失格判定基準に該当しない者がある、又は全ての低入札価格入札者が失格判定基準に該当するという調査結果が出るまで、次条の規定により徴する低入札価格調査報告書等の精査、第12条の規定により実施する事情聴取及び関係機関への照会等の方法により、次に掲げる事項について調査を実施するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳の詳細な検討
- (3) 労務者の供給に関する事項
- (4) 手持工事等の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (6) 資材(機器)の調達に関する事項
- (7) 手持ち機械に関する事項
- (8) 工事等副産物に関する事項

(9) 過去に施工した同種の公共工事等名、発注者及び成績状況

(10) 経営内容

(11) 経営状況についての取引金融機関、保証会社等への照会

(12) 信用状態

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)違反の有無

イ 賃金不払の状況

ウ 下請代金の支払遅延状況

エ その他

(13) その他の必要な事項

- 3 低入札価格調査の実施者は、前項の調査を実施するに当たり職員から補助員を選任し、専門知識を有する者から意見を徴することができる。ただし、専門知識を有する者から意見を徴する場合は、入札者の技術等企業秘密に関する情報を提供してはならない。

(低入札価格調査報告書等)

第11条 入札担当課長は、入札を終了した後、直ちに全ての低価格入札者（前条第1項の規定により価格失格判定基準に該当すると判断された低価格入札者を除く。）に対し、低入札価格調査報告書の提出依頼書（別記第1号様式）により低入札価格調査報告書（別記第2号様式）又は低入札価格調査報告書の提出に代わる届出（別記第3号様式）の提出を求めなければならない。

- 2 入札担当課長は、前項の規定による通知について、入札執行日当日に全ての低価格入札者に到達するよう配慮するものとする。

- 3 低入札価格調査報告書の提出期限は、入札執行日の翌日から起算して5日以内とする。この期間に芝山町の休日を定める条例（平成元年芝山町条例第24号）第1条に規定する町の休日（以下「休日」という。）が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。

- 4 前項に定める期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者がいる場合は、当該者が被調査者であるときは調査を中止し、当該者に対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。低入札価格調査報告書の提出に代わる届出を提出した場合も同様とする。

- 5 低価格入札者が、低入札価格調査報告書を提出する際、低入札価格調査報告書の内容を立証するため、自らが必要と認める書類（以下「任意提出書類」という。）を低入札価格調査報告書と併せて提出することができる。

- 6 低入札価格調査報告書については、提出された後の全部又は一部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとし、調査の途中段階において低入札価格調査報告書が書類作成要領（別紙1）に従い作成されていないものであることが明らかとなった場合は、低入札価格調査の実施者は、当該被調査者に対

する調査を中止するものとする。ただし、低入札価格調査報告書等及び事情聴取の内容により、低入札価格調査の実施者が必要と認め、当該被調査者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、1回に限り、提出期限後の書類の追加提出のみを認めるものとし、これによってもなお不備があるときは、低入札価格調査の実施者は、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。

- 7 前項の場合において、書類の追加提出に係る提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。
- 8 任意提出書類については、提出された後の全部又は一部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとする。

(事情聴取の実施)

第12条 低入札価格調査の実施者は、被調査者に対する事情聴取を実施し、被調査者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認しなければならない。

- 2 前項の規定による事情聴取は、第1順位者については低入札価格調査報告書等の提出のあった日の翌日から起算して10日以内に実施しなければならない。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。
- 3 第1項の規定による事情聴取は、必要に応じ、一の被調査者について複数回実施することができる。
- 4 第1項の規定による事情聴取は、前条第1項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、これを実施することができない。
- 5 低入札価格調査の実施者は、第1項の規定により事情聴取を実施するときは、あらかじめ被調査者に対し低入札価格調査に関する事情聴取の実施通知書(別記第4号様式)により通知しなければならない。
- 6 低入札価格調査の実施者は、被調査者が事情聴取に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止するものとする。

(取引金融機関等への調査)

第13条 低入札価格調査の実施者は、第10条第2項第11号に掲げる事項について低入札価格調査を実施するに当たり、必要があるときは、被調査者から同意書(別記第5号様式)を徴するものとする。

(別途提出書類の提出)

第14条 低入札価格調査の実施者は、被調査者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるとき又は被調査者から提出された低入札価格調査報告書及び任意提出書類のみでは契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断するに十分でないと認めるときは、必要に応じ、契

約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために必要な書類（以下「別途提出書類」という。）の提出を求めることができる。この場合において、別途提出書類の提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。

- 2 別途提出書類については、一旦提出された後の全部又は一部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとする。
- 3 別途提出書類は、第11条第1項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、提出を求めることができない。

（低入札価格調査表の作成）

第15条 低入札価格調査の実施者は、低入札価格調査を実施したときは、当該調査の結果が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとして別紙2に定める失格判定基準に該当するか否かを判断し、かつ、当該調査等の結果に基づき、低入札価格調査表（別記第6号様式）を作成しなければならない。

（第2順位者以下の者に対する低入札価格調査の実施）

第16条 低入札価格調査の実施者は、第1順位者に係る調査結果について失格判定基準に該当すると判断したとき、又は第1順位者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち第1順位者の次に低い価格をもって入札した者又は評価値の高い者（以下「第2順位者」という。）について、低入札価格調査を実施するものとする。

- 2 低入札価格調査の実施者は、第2順位者に係る調査結果についても失格判定基準に該当すると判断したとき、又は第2順位者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち第2順位者の次に低い価格をもって入札した者又は評価値の高い者について、低入札価格調査を実施するものとし、以下順次同様に、調査対象者について低入札価格調査を実施するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、低入札価格調査の実施者は、複数の低価格入札者について並行して低入札価格調査を実施することができるものとする。

（芝山町入札参加資格審査会への付議）

第17条 低入札価格調査の実施者は、低入札価格調査結果の提出書（別記第7号様式）により低入札価格調査表を芝山町入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に提出し、その審議に付さなければならない。ただし、第10条第1項の規定により価格失格判定基準に該当すると判断された低価格入札者（次項において「価格失格判定基準該当者」という。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により提出する低入札価格調査表は、調査を行った全ての者（価

格失格判定基準該当者を除く。) についての低入札価格調査表とする。

- 3 審査会は、提出された低入札価格調査表を失格判定基準に従い審査を行い、失格判定基準に該当するか否かを決定するものとする。

(その他の者に対する調査等)

第18条 低入札価格調査の実施者は、審査会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定された場合において、他に調査対象者がいるときは、当該調査対象者について第16条及び前条の規定に準じ取り扱うものとする。

- 2 前項の規定によっても、審査会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定した場合において、他に調査対象者がいるときは、当該調査対象者について第16条及び前条の規定に準じ取り扱うものとし、以下順次同様に、調査対象者について第16条及び前条の規定に準じ取り扱うものとする。

(落札者の決定等)

第19条 審査会において審査された低入札価格調査結果のうち1以上の調査結果について失格判定基準に該当しないと決定したときは、失格判定基準に該当しないと決定した者のうち最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者を落札者として決定し、第17条の規定により失格判定基準に該当すると決定した者を失格者として決定し、及び調査除外者のした入札を無効と決定する。

- 2 審査会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定した場合において、他に調査対象者がいないときは、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者又は高評価値者を落札者として決定し、第17条の規定により失格判定基準に該当すると決定した者を失格者として決定し、及び調査除外者のした入札を無効と決定する。

- 3 全ての低価格入札者が調査除外者となった場合は、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者又は高評価値者を落札者として決定し、及び調査除外者のした入札を無効と決定する。

- 4 落札者に対しては落札結果通知書(別記第8号様式)により、全ての低価格入札者及び低価格入札者以外の入札者のうち有効な入札を行った者(落札者を除く。)に対しては、入札結果通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。ただし、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより通知するものとする。

(適正な施工の確保)

第20条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、適正な施工を確保するため次に掲げる措置を講じ、監督体制の強化に努めるものとする。

- (1) 監督業務において段階検査等の実施
 - (2) 配置技術者の現場専任制の徹底
 - (3) その他必要な事項
- (調査対象工事の概要等の公表)

第21条 入札担当課長は、調査対象となった工事の概要について、当該工事に係る契約の締結後、低入札価格調査制度による調査対象工事(別記第10号様式)を作成しなければならない。

2 入札担当課長は、低価格入札者のうち、第19条第1項から第3項までの規定により失格者とした者に係る低入札価格調査等の概要を、当該工事に係る契約の締結後、低入札価格調査の実施概要(別記第11号様式)により作成しなければならない。

3 入札担当課長は、前2項の規定により作成した概要に基づいて、閲覧及び町ホームページ等により公表するものとする。

(虚偽説明等への対応)

第22条 落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合又は重点的な監督の結果内容と低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該工事の成績評定において厳格に反映すること。
- (2) 過去5年以内に前号の措置を受けたことがある等悪質性が高い者に対しては、芝山町建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成6年告示第14号)により指名停止を行うこと。

(この要領の公表)

第23条 この要領は、町ホームページに掲載し、公開するものとする。

附 則

この要領は、令和3年5月31日から施行する。

附 則(令和7年告示第72号)

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、設計技術費、処分費等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費等
現場管理費の額	現場管理費、工事管理費、据付間接費、機器間接費等
一般管理費の額	一般管理費等